

2007年1月11日
(平成19年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関する
ことに係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用
させることに伴う本人通知の省略について（答申）

2006年12月26日付けで諮問（第225号）された生活保護法（昭和25
年法律第144号）の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に利用
させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について次のとおり
答申します。

1 審議会の結論

- (1) 本件個人情報を目的外に利用させることは、藤沢市個人情報の保護に関する
条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項
第2号及び地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第
20条の11の規定を根拠とすれば可能であるため、条例第12条第4項の適
用はなく、同項で定めるところの審議会の意見を聴く必要はない。
- (2) 本件個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略については、
本事例については条例第12条第4項の適用はないため、同第12条5項の適
用もなく、目的外に利用させることに伴う本人通知を省略するにあたって審議
会がその理由を相当と認める必要はない。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たり必要な個人情報を目
的外に利用させる必要性及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する
合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

個人の市県民税は、法第39条及び第318条により、「賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。」とされ、同法第24条の5及び第295条により道府県・市町村は生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者（以下、「生活保護受給者」という。）に対しては、道府県民税・市町村民税の均等割及び所得割を課することができないとしている。

これにより、1月1日の生活保護受給者に対しては、道府県民税・市町村民税は非課税としなければならない。

この決定（非課税処理）を行うには、要保護者の氏名・住所等が必要であり、法第20条の11の規定に基づき、「徴税吏員は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、地方税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。」とされており、徴税吏員である市民税課長から生活福祉課長に対し、生活保護受給に係る個人情報目的外利用の依頼があった。

また、市民税課においては未申告者に対して2月初旬に申告書を送付している。この事務において前年の12月1日現在の生活保護受給者については、当該受給者の負担を考慮し除外している。

そこで、生活福祉課で保有する生活保護受給者情報を、課税事務担当課である市民税課に目的外に利用させることについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報制度運営審議会に諮問することとなったものである。

(2) 個人情報を目的外に利用させる必要性について

ア 目的外に利用させる個人情報

毎年1月1日及び12月1日現在における生活保護受給者の(ア)宛名番号、(イ)氏名カナ、(ウ)氏名、(エ)生年月日、(オ)住所、(カ)開始日、(キ)廃止日、(ク)続柄コード、(ケ)続柄、(コ)国籍

上記(ア)から(コ)の個人情報がなければ市民税課においてシステムによるマッチング処理ができない。また、アンマッチとなった者について(イ)から(コ)の個人情報をリストアップして非課税処理をすべき者を検索する業務を行うため上記(ア)から(コ)の個人情報を目的外に使用させることとしたい。

イ 目的外に利用させる相手方

市民税課（個人の市民税及び県民税の賦課主管課）

ウ 引き渡し方法

電子媒体（FDにExcelファイルを圧縮し保存・パスワード設定有り）

エ 目的外に利用させる個人情報の基準日

毎年1月1日及び12月1日

オ 目的外に利用させる必要性について

(ア) 1月1日現在の生活保護受給者の個人情報について

本件の個人情報の目的外利用については、法20条の11の規定に基づくものである。

法20条の11の規定は、「徴税吏員は、その法律に特別の定めがあるものを除くほか、地方税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。」にあたり、各都道府県知事・市長は、官庁・公共団体その他の者に対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その目的外利用に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件目的外利用は、正当な請求権を有した市長によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、賦課期日である1月1日の生活保護受給者に対し、道府県民税・市町村民税は非課税としなければならない業務の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

本件の目的外に利用させる個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

また、本件の目的外利用が、保護の実施機関である市長が課税権者であり、そのために必要な個人の市民税及び県民税の賦課業務をする上で行われるものであり、その権利付与の規定に基づき、正当な権限を有して行われるものであるから、目的外利用そのものの正当性及び公共性は、十分認められるものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、目的外利用させる必要があるものと判断した。

(イ) 12月1日現在の生活保護受給者の個人情報について

市民税課では未申告者に対して申告書を送付する事務を2月初旬に行っている。この事務において郵送料等の負担を考慮して、生活保護受給者には申告書を送付していない。また、この事務は毎年11月（生活保護受給者に関しては12月）より着手しており1月1日現在の生活保護受給者の個人情報では2月初旬の送付に間に合わない。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、目的外利用させる必要があるものと判断した。

(3) 目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

個人情報を利用させる場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外利用は、地方税法に基づく非課税処理をするため及び未申告者に対して申告書を送付する準備のために用いるものであり、実質的には生活保護の実施と同視しうる。また、生活保護受給者に対し、書面で通知することによりかえって混乱を来すおそれがあるため、定期的な面接の際にケースワーカーが書面を持参して直接説明することとし、事前通知を省略することとしたい。

(4) 実施時期

本審議会で承認が得られた以後

(5) 提出資料

ア 地方税法抜粋

イ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)から(2)までの判断をするものである。

(1) 目的外に利用させることについて

藤沢市市税条例施行規則第25条第1項は、「…市民税課…に勤務を命ぜられた事務吏員は、法第1条第1項第3号に規定する徴税吏員に任命されたものとみなす。」と規定し、法第20条の11は「徴税吏員は、その法律に特別の定めがあるものを除くほか、地方税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。」と規定している。したがって、徴税吏員である市民税課職員は法第20条の11に基づき、官公署に対し提供を求めることができることになる。

次に、条例第12条第1項は「実施機関は、登録事務の目的以外の目的…のために管理情報を実施機関内部…において利用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。」と規定し、同項第2号で「法令等に定めがあるとき。」と規定している。この点、同条第2項は、「実施機関は、目的外のために管理情報を実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。」と規定し、同項第2号において「法令等に定め（目的外のために提供しなければならないこととなる旨の定めに限る。）があるとき。」と規定していることからすれば、同条第1項第2号で定めるところの「法令に定めがあるとき。」

の「定め」とは、同条第2項第2号で定めるところの「目的外のために提供しなければならないこととなる旨の定め」には限られないと解するべきである（反対解釈）。したがって、同条同項同号を根拠として目的外に提供する場合には、実施機関に提供を義務づける規定が存在しなければならないが、同条第1項第2号を根拠として目的外に利用させる場合には、利用することを可能とするいわゆる「できる」規定があれば足り、義務づけ規定が存在することまでは必要でないと解するべきである。

このことからすると、目的外に利用させる事例である本事例においては、条例第12条第2項第2号及びいわゆる「できる」規定である法第20条の11を根拠として目的外に利用させることができるものである。

なお、本事例は条例第10条第2項第2号及び第12条第1項第2号を根拠として目的外に利用させることができる事例であり、目的外に利用させるにあたり審議会の意見を聴く必要性を定めた同第12条第4項の適用はないため、本来審議会の意見を聴く必要のない事例であった。

(2) 目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

(1)で述べたとおり、本事例では条例第12条第1項第2号並びに法第20条の11を根拠として目的外に利用させることができるため、条例第12条第4項の適用はない事例である。

ここで、目的外に利用させることに伴う本人通知を省略するにあたり審議会がその理由を相当と認めることが必要である旨を定めた同第12条第5項は、「前項の規定による意見の聴取をした後において」と規定しており、この条項が適用されるのは同第12条第4項が適用される場合に限られる。

したがって、条例第12条第4項の適用がない事例においては、同第12条第5項の適用もない。この場合、本人通知の省略にあたり審議会がその理由を相当と認めることはかならずしも必要ではなく、本人通知を省略するか否かは同第12条第6項により実施機関の判断に委ねられることになる。

以上より、条例第12条第4項の適用がなく、したがって同第12条第5項の適用がない本事例は、目的外に利用させることに伴う本人通知の省略については、審議会がその理由を相当と認めることは必要ではない事例であり、実施機関の判断で当該通知を省略することができる。

以 上